

堺市立陵西中学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であるという認識のもと、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的な活動を大切にしたなかまづくりの取り組みを進め、いじめ防止につなげる。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団を育てる。
- (2) 道徳・特別活動等をとおして規範意識の醸成に努める。
- (3) 学校生活等での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- (4) 教職員の言動によりいじめを誘発・助長・黙認することのないよう、細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解や発達課題等に関する教員研修の充実を図るとともに、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業や部活動等の教育活動に対する自己否定的な思いが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたユニバーサルデザインの考え方に基づく授業づくりを進め、日々の改善・工夫を進める。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しがちであり、学校・家庭・地域が一丸となって全力で実態把握に努める。

- (1) いじめを見逃さない。(あらゆる教育活動をとおして)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(家庭訪問、電話連絡、個人懇談、PTA 行事等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪等を指導する。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 いじめアンケート調査の実施

年間3回（各学期ごと）のいじめアンケート調査を実施する。

また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じいじめアンケートを実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・首席・生徒指導主事・人権教育主担・養護教諭・各学年主任・支援学級担任・スクールカウンセラー及び関係する教職員を構成員とする「堺市立陵西中学校いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みの定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

また、いじめ問題への対応をテーマとした校内研修を実施するとともに、外部の研修に参加しやすい体制をつくる。

- (1) いじめを発見し、あるいは通報を受けた教職員は「堺市立陵西中学校いじめ対策委員会」にただちに報告し、情報の共有を図る。
 - (2) 「堺市立陵西中学校いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無や詳細な事実関係の確認等を行う。
 - (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進級・進学や転学にあたり適切な引き継ぎや情報提供ができるように努める。
 - (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求める。
 - (5) 重大事態を認知した場合は速やかに教育委員会に報告し、「堺市立陵西中学校いじめ対策委員会」が徹底した事実確認調査を行う。
- また、調査結果についても、迅速に教育委員会に報告する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話等の普及に伴い、SNS やメールを悪用したいじめ等については、よりいっそう大人の目に触れにくく、発見しにくくなっていることから、ネットいじめプログラムの開催等を進め、保護者や地域等と連携しながらネット上のトラブルの未然防止に努める。

また、子どもが悩みを抱え込まないように、相談窓口など関係機関の取り組みについての周知に努める。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除のための措置を講じるとともに、関係機関の協力を求める。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でただちにその行為をやめさせること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全を十分に確保すること。
- (3) いじめに関係した生徒が心理的な孤立感や疎外感を感じることをないように、特別の指導計画による指導等の教育的配慮を行うこと。
- (4) 加害の生徒に対しては、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をすること。
- (5) いじめを見ていた生徒に対しては、傍観者の立場にとどまらず、自分の問題として考え行動に移せる勇気をもたせるよう指導すること。
- (6) 観衆のようにいじめをはやしたてたり同調したりした生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させること。